

令和 6 年 7 月 10 日 受付	議 長	局 長	次 長	係 長
肝付町議会事務局 第 109 号	電子	電子	電子	電子

委 員 会 会 議 録

[総務・文教委員会]

1. 日 時 令和 6 年 7 月 9 日(火)
午前・午後 10 時 00 分開議 ～ 午前・午後 0 時 25 分散会
2. 場 所 第 1 委員会室・第 2 委員会室・第 3 委員会室
3. 出席委員 前原、富永、松元、宮後、恒吉、柳、有留 計(6)名
4. 事務局職員 堂園局長
5. 説明員 木村教育長・大窪教育総務課長
総務課 長濱主査・農業振興課 坂口主事・デジタル推進課 野頭主事
6. 参 考 人 なし
7. 会議に付した事件
 - ①町内の学校の現状について
 - ②被災地に派遣される町職員の処遇について
 - ③その他
8. 議事の経過概要
 - ①陳情書について
木村教育長並びに大窪教育総務課長に町内の学校の現状について以下の項目に沿って説明を頂いた。
 - 1.各学校の児童・生徒数及びクラス数について
 - 2.いじめの有無とその対応について
 - 3.不登校児童生徒の状況とその対応について
 - 4.学校の環境整備について、工事の施工状況を含む
 - 5.学校再編計画について
 - 6.教職員の業務量調査について
 - 7.教職員のメンタルヘルス対応について
 - 8.教職員のデジタル化への対応について
 - 9.町内学校の欠員のじょうきょうについて
 - 10.支援員の充足率と業務の内容について
 説明の内容は、資料を準備していただき、資料に沿って行われ、町内学校の現状と課題について丁寧にご説明頂き、その後、質疑応答が行われた。

委員からの意見、要望としては、教職員の相談窓口に寄せられた相談内容について解決が見られたのかの確認。

いじめの実態を把握するためにはアンケートだけに頼らず、常に情報を集めてほしい。それについての解答として、毎月、各学校より報告を受け、重大事件に発展しないように注意をしている。いじめの解消判断は、1. 行為が止まる事 2. 心身の苦痛を感じない期間が3か月続いた事としている。デジタル指導書が不足している学校がある。支援員の人数は適正かの問いに対しては、具体的な数字は持ち合わせていないが、潜在的な児童生徒を一人でも多く支援するためには、可能な限り多いほうが良いと思われる。

いじめ、不登校問題は、保護者も含めて解決すべき問題である。いじめが原因で不登校になった例は無いか。PTA 全体の問題として解決してほしい。

支援員の研修や、意見交換などを実施し、スキルアップにつなげてほしい。いじめ等の報告についても各学校に差があるのではないかの問いに対し、各学校の生徒指導要領や基本方針の違いにより差が生じているとの回答。

いじめの数が非常に多い学校もあるようだが何故かの問いに対しては、それだけ目配りされているものと判断しているとの回答。金品を隠されたり盗まれたりするいじめが1件見受けられるがどう考えているかの問いに対しては、犯罪につながる可能性もあるので確認されたら特に注意していくとの回答。学校再編計画については、特に該当する学校には配慮してほしいとの意見に対しては、保護者、地域住民それぞれに説明と意見交換を行うなど、丁寧に行い、同時に情報の発信をしていくとの回答。

保護者対応は、担任の先生一人に任せる事の無いようにとの意見に対しては、基本的に管理職を交え対応している。必要に応じて、教育委員会としても対応を考えていくとの回答。

内容の濃い、現状確認となりました。今後、本委員会でも学校に赴き、現地調査を行い意見の聴取をし、本町の教育行政に対する提案をする必要があるとの意見に多数が了承した。

②被災地に派遣される町職員の処遇について

本年、5月に能登半島地震の被災地である輪島市に本町から派遣された4名の職員の内、総務課 長濱主査・農業振興課 坂口主事・デジタル推進課 野頭主事の3名から現地での支援活動状況について写真をみながら、宿泊地の金沢市から片道2時間半から3時間をかけて輪島市まで通勤した事を含め、被災地の状況や、活動内容の状況を詳しく説明していただいた。いずれも自ら希望されて、派遣に応じられており、一様に非常に良い経験が出来たと述べられ、決して現在以上の処遇を望んで希望した訳ではないとのことでした。

意見としては、今後、同じように派遣の必要性が生じた時に多くの職員が派遣に対

し自ら希望し、応じていただくために、町としてもその処遇について見直す必要があるのではないか、との意見に全会一致で了承し、今後、近隣の市町をはじめ、他市町の状況を調査し、討議し、町に提案をすべきとの意見に、全会一致で了承した。

③その他

前回に引き続き、昼食時間を過ぎているので、開催時間の見直しが必要ではないかとの意見があり、委員長が了承し、検討の余地ありと判断した。

次回開催については、委員長一任との意見があり、全員が了承し、散会した。

総務・文教委員長 前原 和幸

令和6年10月 / 日 受付 肝付町議会事務局 第97号	議長	局長	次長	係長
	電子	電子	電子	電子

総務・文教委員会会議録

1. 日 時 令和6年8月19日(月) 午前10時開会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席議員 前原 和幸 ・ 松元 健作 ・ 宮後 竜一 ・ 恒吉 智彦 ・ 富永 洋一
柳 一夫 ・ 有留 智哉
4. 事務局職員 堂園 尚作
5. 説明員 ()
6. 参考人 () () ()

7. 議事に付した事件

- ①(刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書について
- ②(刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書について

8. 議事の経過概要

- ①については、陳情書の趣旨には賛同するが、文書の内容等に問題があるとして、「不採択」とすることとした。
- ②については、意見書のタイトルを「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の速やかな改正を求める意見書」として、当議会独自の意見書を上程することとした。
- ③その他
宮後委員から「最近、磯釣り客の海難事故が多くなっている。ライフジャケットの着用を促す条例等の整備が早急に必要ではないか。」との意見が出され、他の委員も賛同したため、急ぎよ、「肝付町ライフジャケット着用条例(仮)」を協議することとなった。
他の市町村で事例はないかを検索したがヒットしなかったため、船舶職員及び小型船舶操縦者法や遊漁船業の適正化に関する法律などを参考にし、「楽しいはずの釣りが、最悪の事態にならないために」という願いを込めて、わかりやすい内容の条例(案)を作成した。
また、条例の上程時期は、なるべく早い方が良いとし、9月定例会中に上程することを目指すこととした。

令和 6 年 9 月 10 日 受付	議長	局長	次長	係長
肝付町議会事務局 第 283 号	電子	電子	電子	電子

委員会会議録

〔総務・文教委員会〕

1. 日 時 令和 6 年 9 月 10 日(火)
午前・午後 10 時 00 分開議 ～ 午前・午後 11 時 25 分散会
2. 場 所 第 1 委員会室・第 2 委員会室・第 3 委員会室
3. 出席委員 前原、富永、松元、宮後、恒吉、柳、有留 計(7)名
4. 事務局職員 堂園局長
5. 説明員 総務課 中俣課長 長濱主査・町民生活課 加藤主査
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件
 - ①肝付町ライフジャケット着用条例について
・関係課職員の見解聴取
 - ②(刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書審査報告書
について
 - ③(刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書について
 - ④閉会中の継続調査について
 - ⑤その他
8. 議事の経過概要
 - ①ライフジャケット着用条例について
総務課長並びに町民生活課の加藤主事に町内における海難事故の発生状況(過去 10 年分)の説明を頂いたのち、総務課において本委員会で作成した条例案についての意見を聴取した。その後、内容について議論を行った。委員より、ライフジャケットの着用義務の文言を努力義務にすべきではないかとの意見が出たが、条例の目的である人命を守るという観点から、強い表現にすべきとの意見が出て、着用義務のまま承認された。第 2 条に但し書きを付けるか付けないかで賛成、反対の両方から様々な意見が出たが、多数決の結果、付けないこととなった。最後に発委として 9 月定例会に提出することが全会一致で決まった。
 - ②陳情書の採択について
前回の不採択を確認し、了承された。

③意見書について

委員全員で内容の再精査を行ったところ、「えん罪」を「冤罪」と漢字表記にすべしとの意見があり、全員が承知した。

前回の宛先については、事務局より他の市町村においても総務大臣宛は見受けられなかったとの説明があり、宛先より総務大臣を抹消し、「法務大臣・衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣」とするとの報告があり、全員が了承した。

④閉会中の継続調査について

- 1.町内の学校の現状について
 - 2.被災地に派遣される町職員の処遇について
 - 3.財政の健全化について
- とすることで了承された。

⑤その他

特に無し

※次回開催については、委員長一任との意見があり、全員が了承し、散会した。

総務・文教委員長 前原 和幸

